

関係府省提出資料

| 通番 | ヒアリング事項 | 府省 | ページ |
|----|--|------------|-----|
| 26 | 生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化 | 国土交通省 | 1 |
| 5 | 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入 | 総務省 | 7 |
| 31 | 住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化 | 総務省 法務省 | 17 |
| 27 | 伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し | 農林水産省 | 25 |

【重点番号26】

生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の 拡大の推進に関する法律に基づく届出手続に より重複している手続の合理化

国土交通省
不動産・建設経済局
都市局

重点番号26：生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化(国土交通省)

生産緑地法と公有地の拡大の推進に関する法律の概要

■ 生産緑地法・公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に基づく土地の買取り制度の概要

| | 生産緑地法 | 公拡法 |
|------------|--|--|
| 法の目的 | 生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資する | 都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資する |
| 2 買取り制度の趣旨 | 生産緑地が市場における宅地としての譲渡性に欠くことに対する土地所有者の権利救済 | 農林漁業との健全な調和を図りつつ、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、必要な土地を公有地として確保し、公有地の有効かつ適切な利用を図る |
| 買取りの主体 | 地方公共団体、土地開発公社及び政令で定める法人 ※政令で定める法人…港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人都市再生機構 | |
| 買取りの対象 | 生産緑地 | 都市計画区域内等に所在する一定の土地(生産緑地を含む) |

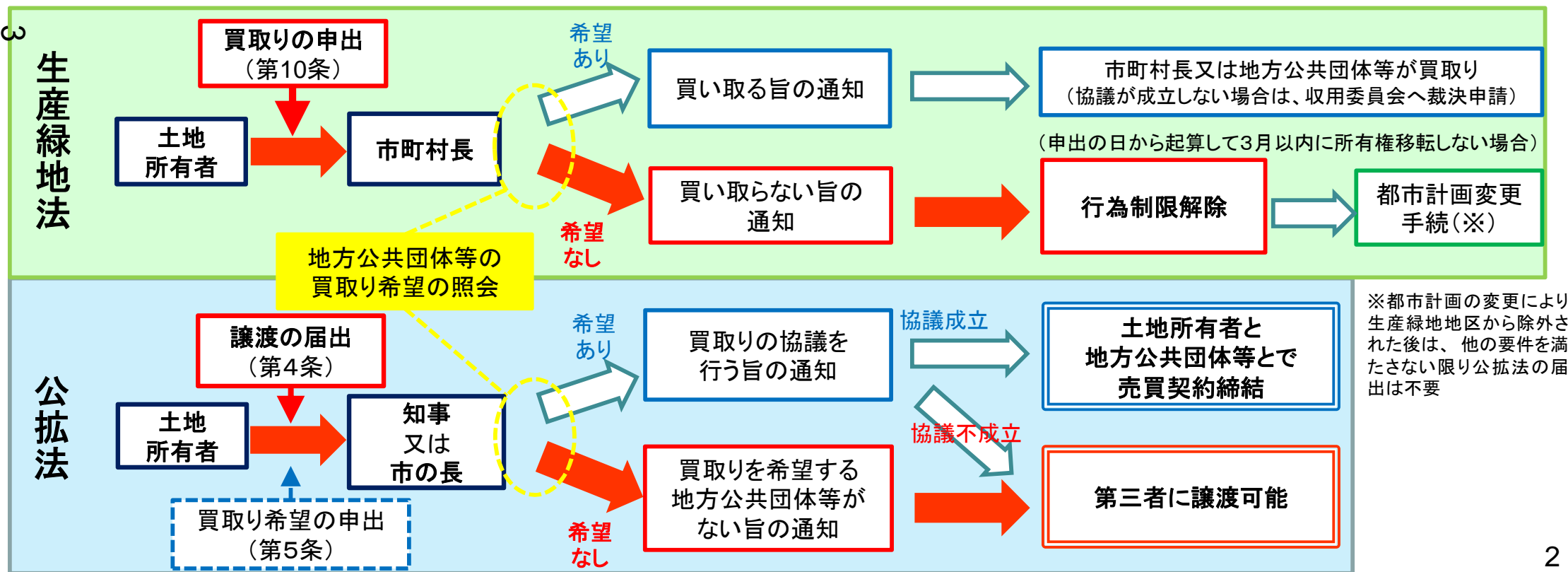
提案団体による提案と手続の流れ

■ 提案団体による提案と解決策の内容

営農の継続が困難等の理由で、生産緑地地区に指定された土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにする場合、生産緑地法に基づく買取申出手続と公拡法に基づく届出手続が重複し、土地所有者と行政機関に二重の負担を発生させているとともに、民間の土地取引を遅延させる要因になっている。円滑な土地取引を促進するため、公拡法の改正による重複した手続の整理及び合理化を求める。

| A案 | B案 | C案 |
|----------------------|-------------------------------|--|
| 生産緑地を公拡法の届出の対象から除外する | 生産緑地法に基づく行為制限解除後は公拡法の届出を不要とする | 生産緑地法に基づき市町村長から買取りをしない旨の通知を受けてから1年間は公拡法の届出を不要とする |

公拡法に基づく土地を譲渡しようとする場合の届出(第4条)・買取り希望の申出(第5条)は、**地方公共団体等に土地の先買いの機会を与えるもの**であり、土地所有者の権利救済を目的とする生産緑地法に基づく買取りの申出(第10条)とは異なる目的を有しており、**制度としては併存した上で運用改善により手続の整理合理化を検討**。



生産緑地法と公拡法の手続の合理化に向けた対応(案)

■ 公拡法に基づく買取り希望の申出の活用

手続期間の短縮の観点から、土地所有者による生産緑地法に基づく買取りの申出と公拡法に基づく買取り希望の申出を並行して行うことができることについて技術的助言として周知する。

■ 公拡法に基づく買取り希望の申出を活用した場合の効果

| | 提案団体からの指摘 〔生産緑地の行為制限解除後に 土地の譲渡について公拡法の届出をした場合〕 | 対応(案) 〔生産緑地法の申出と同時期に 公拡法の申出をした場合〕 |
|---------|--|---|
| 土地所有者 | 生産緑地法の手続後に公拡法の手続を行わなければならない | 生産緑地法と公拡法の手続を 同時期に行うことができ、手続に係る時間が短縮 |
| 地方公共団体等 | 買取り希望の照会に係る事務がそれぞれ必要 | 買取り希望の照会に係る 事務が軽減 |
| 民間の土地取引 | 行為制限解除後、生産緑地地区から除外されるまでは公拡法の手続が必要となり、最大6週間の譲渡制限が課される | 公拡法第5条の手続終了後、1年以内であれば、生産緑地地区から除外される前であっても、 公拡法第4条の届出が不要となり、直ちに土地を譲渡することが可能 |

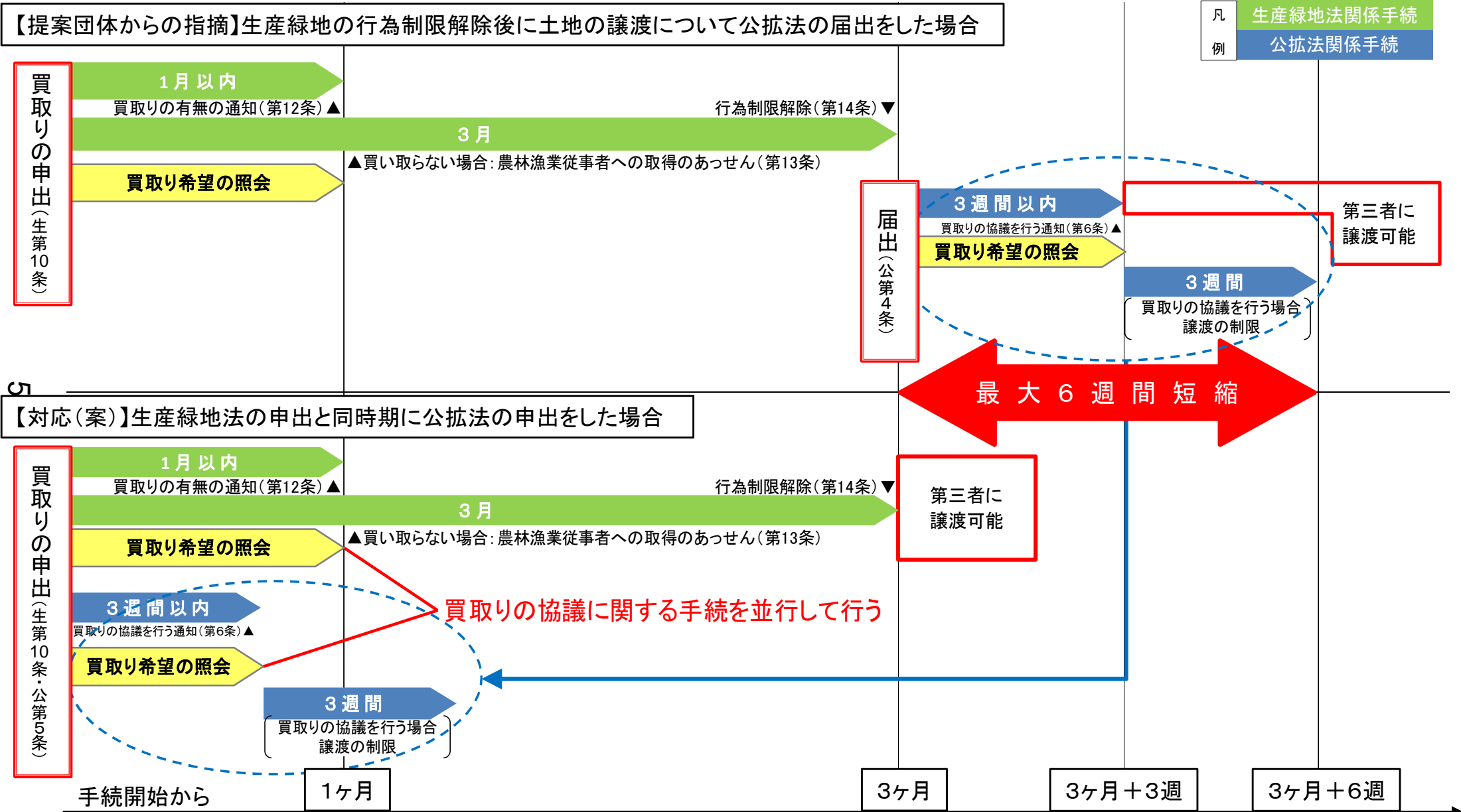
(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出)

第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。)を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に対し、その旨を申し出ることができる。

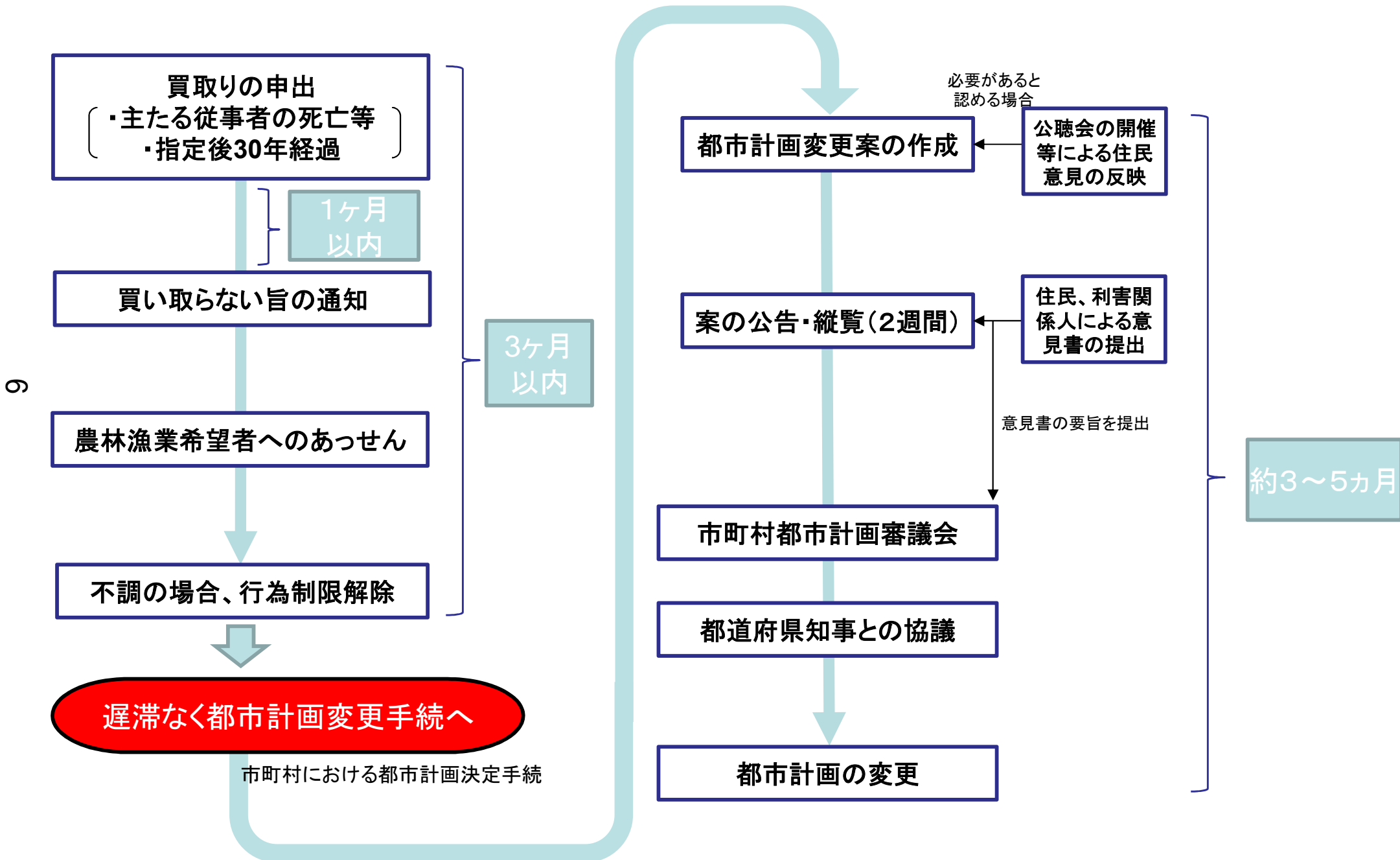
2 前項の申出があつた場合においては、前条第一項の規定は、当該申出に係る同項に規定する土地につき、第八条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間、当該申出をした者については、適用しない。

生産緑地法と公拡法の手続の合理化(イメージ)

■ 手続のイメージ



「生産緑地法の買取りの申出」と「公拡法の買取り希望の申出」を同時期に並行して行うことで、買取りの協議に関する手続の繰り返しが解消され、**最大6週間の短縮**が見込まれる。



住民基本台帳ネットワークシステムにおける 本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入

(管理番号68)

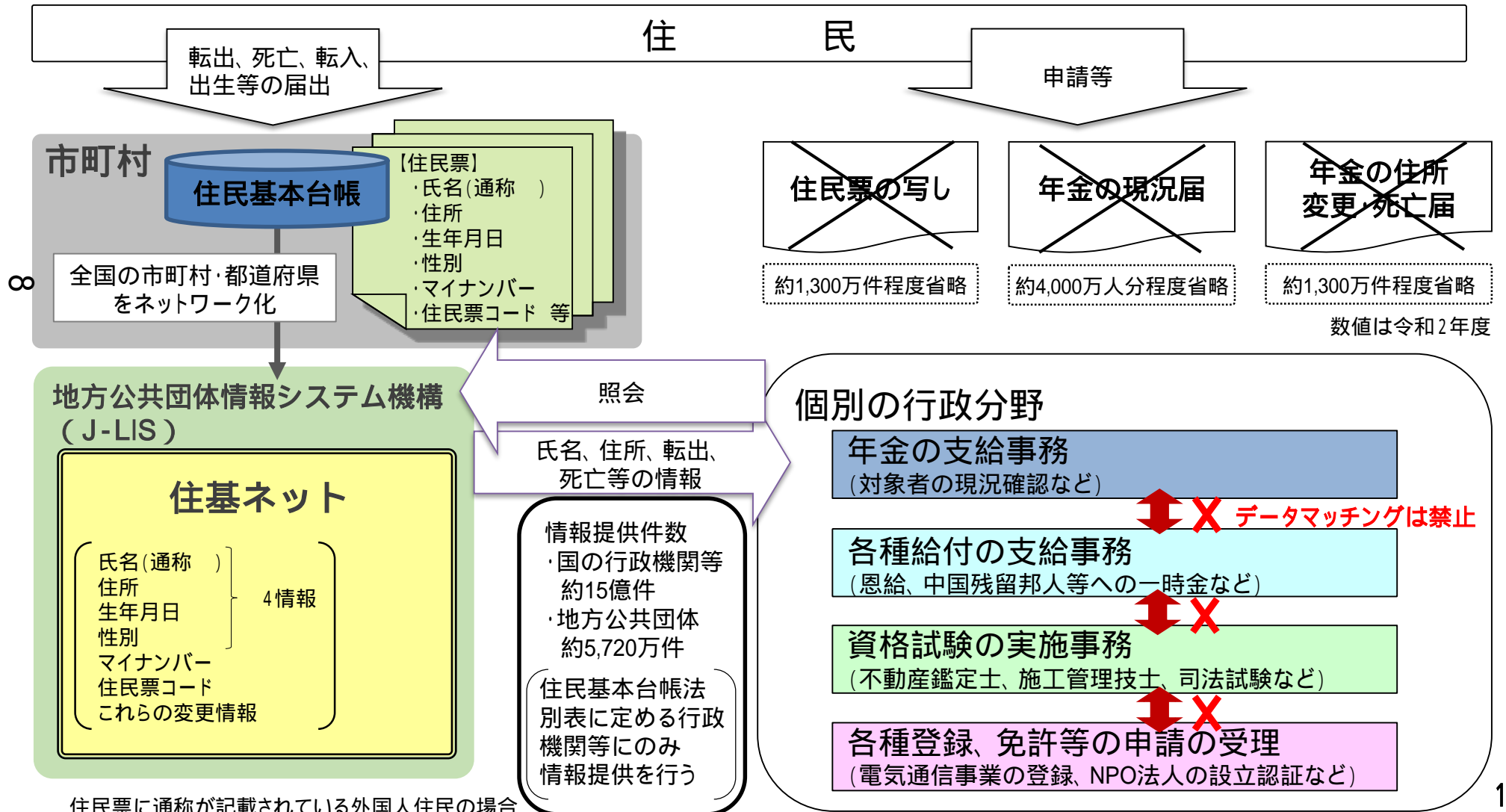
重点番号5：住民基本台帳ネットワークシステムにおける
本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入（総務省）



令和5年7月
総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の概要

平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働（住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供）
 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働（住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）
 平成23年5月 住基ネット訴訟終結（札幌訴訟勝訴最高裁確定）

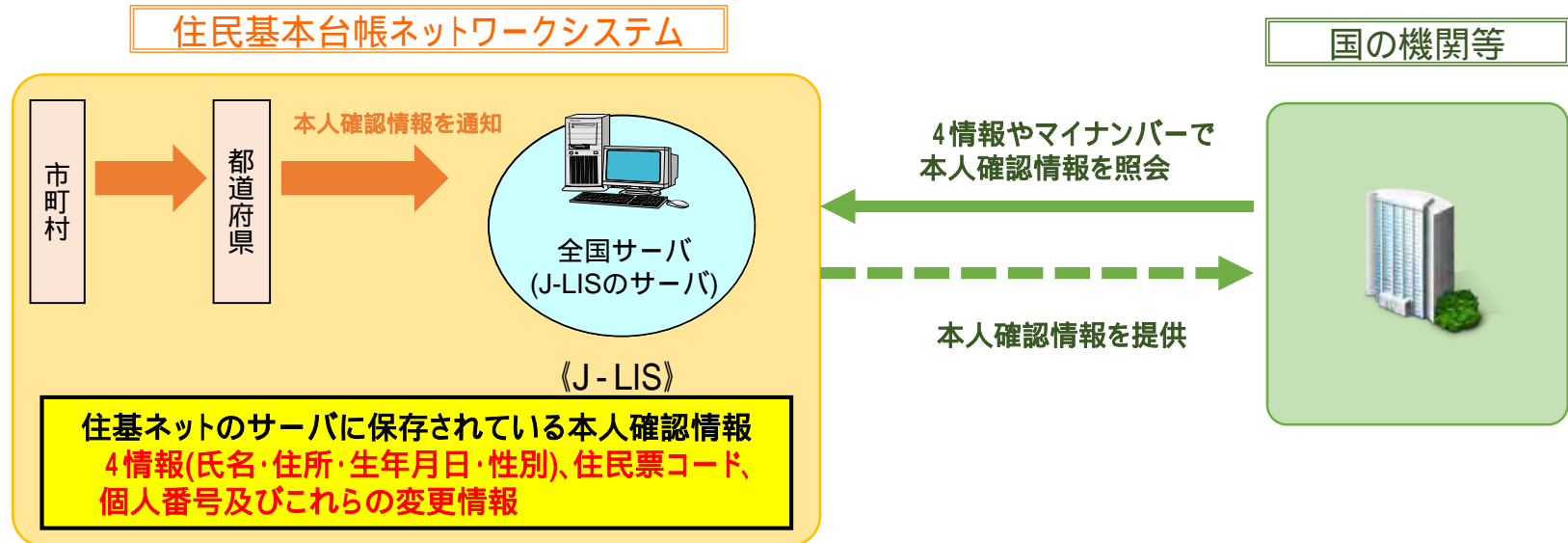


住基ネットの仕組みについて

【住基ネットの仕組み】

住民基本台帳法に規定された国の機関等は、同法に定められた事務に必要な場合、J-LISに照会を行い、住基ネットに保存された本人確認情報の提供を受けることができる。

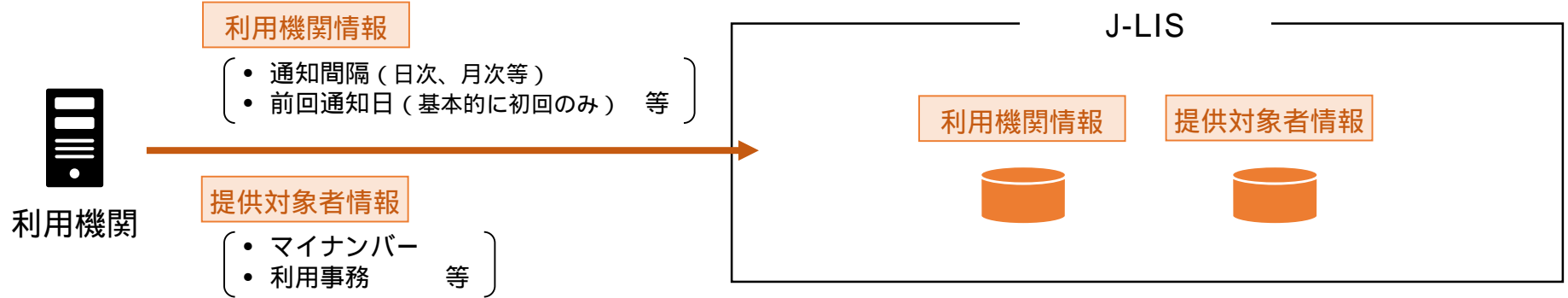
6



住基ネットにおけるプッシュ型の情報提供（イメージ）

○ 利用機関があらかじめ登録した住民に異動が発生した場合に、該当者の本人確認情報をプッシュ型で提供する。

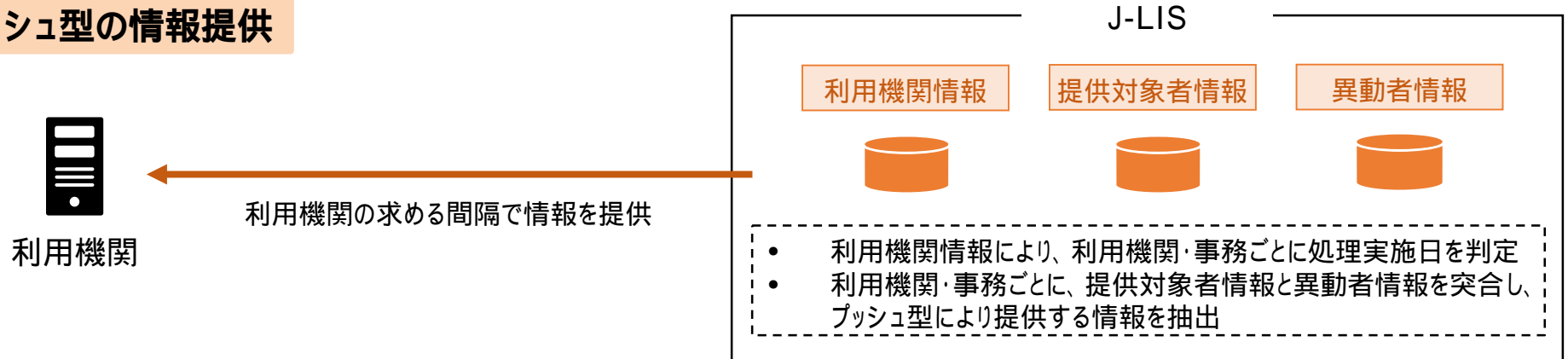
1. 利用機関による登録・更新



2. 異動者情報の蓄積



3. プッシュ型の情報提供



デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書(令和3年12月8日)(抄)

情報提供機能の強化

- デジタル改革関連法が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーを実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図る観点から、行政機関間における情報連携の徹底が必要との方向性が示されており、機構からの本人確認情報の提供について、住基ネット利用機関からの照会に対して情報提供を行うこれまでの方式に加え、住基ネット利用機関の求めるタイミングや頻度で、本人確認情報に変更がある都度又は定期的に、プッシュ型で情報提供を行うことが求められている。
- ○ このようなプッシュ型の情報提供を行うには、住基ネット利用機関において、あらかじめプッシュ型の情報提供が必要となる対象者に関する情報(マイナンバー、利用事務等)や求める通知間隔(日次、月次等)を登録する必要があり、登録されている対象者の本人確認情報に変更が生じた場合に、機構から該当者の本人確認情報をプッシュ型で提供することが考えられる。
- 住基ネット利用機関への調査によれば、当該機関が管理している本人確認情報に変更がある都度、情報提供を受けたいという機関もあったが、主要な住基ネット利用機関においては、特定の時点での正確な情報や費用対効果をより重視する意向であった。
- この結果に加え、プッシュ型の情報提供の導入に当たっては、機構においても、住基ネット利用機関においても、システム改修が必要となることから、その導入については、住基ネット利用機関のニーズや費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を深める必要がある。

回答

住民基本台帳ネットワークシステムには、即時に本人確認情報の照会が可能な機能、複数の対象者の本人確認情報の一括照会が可能な機能、氏名・生年月日・性別・住所の4情報からマイナンバーを照会する機能等が実装されており、いずれの支障事例についても対応可能と考えられます。なお、ご提案については、ニーズや費用対効果などを踏まえて検討されるべきものと考えます。

(参考) デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会について

1. 趣旨

令和元年に制定されたデジタル手続法により、国・地方を通じた行政手続のオンライン化・デジタル化が推進される中、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、改めて政府・社会のデジタル化が強く求められ、令和3年5月にデジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法及び地方公共団体情報システム標準化法等のデジタル改革の関連法案が成立した。

住民基本台帳制度については、平成11年から住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)が制度化され、市町村間の事務処理や国・地方の行政機関等への本人確認情報の提供に利用されるとともに、平成25年に制定されたマイナンバー制度を支える基本的な仕組みともなっている。そこで、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、デジタル時代における今後の住民基本台帳制度のあり方を検討する。

2. テーマ

住民記録システムの標準化と業務改革のあり方

- 住民記録システムについて、ガバメント・クラウドの利用を前提に標準化を進める際の留意点や、標準化に伴う関連システム・業務の改革のあり方を検討する。

住民基本台帳ネットワークシステムのあり方

- 住基ネットは、制度創設の法改正から20年以上が経過しているところ、昨今のデジタル技術の進展を踏まえ、本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別)が必要となる事務の対象者の規模や利用頻度に応じた合理的な提供・連携方法の仕組みや都道府県の役割など、今後の法制度・システムのあり方を検討する。

デジタル技術を活用した届出のあり方

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、非対面・非接触で様々な手続を完結できるようにするニーズが高まっており、原則、対面での処理が必要とされている住民基本台帳制度に基づく各種届出について、デジタル技術の活用など、デジタル時代に即したあり方を検討する。

(参考) デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会について

3. 構成員

14名 五十音順、敬称略、当時の役職

【有識者】

石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授
上原 哲太郎 立命館大学情報理工学部教授
太田 匡彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
小尾 高史 東京工業大学科学技術創成研究院准教授
楠 正憲 デジタル庁統括官(デジタル社会共通機能担当)
(座長) 山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

【実務者】

鈴森 和則 山口県総合企画部市町課長
坪田 充博 日野市企画部情報政策課長
塗師 敏男 横浜市総務局行政改革推進部ICT推進担当部長
樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長
星名 剛 江東区区民部区民課長
森 浩三 神戸市企画調整局デジタル戦略部長
藪内 伸彦 田原本町総務部総務課ICT推進室主幹

4. スケジュール

令和3年 6月1日 設置(以後、毎月1回程度開催)
" 9月28日 中間整理
" 12月8日 最終報告

5. オブザーバー・事務局

オブザーバー : デジタル庁

事務局 : 総務省自治行政局住民制度課

(参考) 住基ネット関連訴訟の概要

- 平成15年から平成23年にかけて、住基ネットへの接続の差止め及び損害賠償請求等、住基ネットの違憲性等を争う住基ネット関連訴訟が各地で提起(59件)
- 一部地裁及び高裁において敗訴判決があったものの、59件(うち国が被告となったものは36件)のすべてにおいて行政側が勝訴(合憲判決)

<平成18年11月30日 大阪高等裁判所判決(一部敗訴)>

【概要】

豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市の住民(原告)が、住基ネットへの接続等により、プライバシーの権利等の人格権等が侵害され、精神的損害を被ったなどとして、損害賠償(慰謝料)を請求した事件につき、請求を棄却(行政側勝訴)した大阪地裁判決(平成16年2月17日)を不服として、控訴。

控訴審において、原告は、損害賠償に加え、住民票コードの削除及び本人確認情報の大阪府への通知の差止めを請求。大阪高裁は、住民票コードの削除請求については認容し、その他は棄却(行政側一部敗訴)。(吹田市、守口市が上告。)

【原告の主張のポイント】

住基ネットにより、本人の同意なく個人情報を流通・提供・利用することは、憲法13条により保障されているプライバシー権としての自己情報コントロール権を侵害する。

住民票コードによって、個人の情報が一か所に集められるのは、行政目的をはるかに超え、その個人を全人格的に管理するものであって、その個人の人格権を侵害する。

本人の同意もないまま、一方的に住基ネット上に住民票コードが付された個人情報が流出されており、第三者に漏出される危険性は極めて高く、このような危険性を回避するため、速やかに住民票コードの削除請求等が認められるべき。

【判決のポイント】

住民の個人情報が住民票コードを付されて集積され、データマッチングや名寄せにより、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険は、抽象的な域を超えて具体的な域に達しているものと評価することができ、住基ネットは、その行政目的実現手段として合理性を有しない。

明示的に住基ネットの運用を拒否している控訴人らについて住基ネットを運用することは、控訴人らに保障されているプライバシー権(自己情報コントロール権)を侵害するものであり、憲法第13条に違反する。

住民票コードを除く本人確認情報が大阪府に保有されているだけの状態では、本人確認情報の目的外利用等による権利侵害の危険性は小さい。個人情報のデータマッチングや名寄せの危険による権利侵害状態の排除は、住民票コードの削除によって最も実効性がある。

(参考) 住基ネット関連訴訟の概要

<平成20年3月6日 最高裁判決(全面勝訴)>

【概要】

大阪高裁の判決(平成18年11月30日)中、上告人敗訴部分を破棄し、被上告人の控訴を棄却(行政側全面勝訴)。

【判決のポイント】

住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報に住民票コードとその変更情報を加えたものにすぎず、これらはいずれも個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。

住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われている。以下の点に照らせば、住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。

住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと。

受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること。

住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること。

現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がというような具体的な危険が生じているということとはできない。

行政機関が住基ネットにより住民である被上告人の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された自由を侵害するものではないと解するのが相当。住基ネットによる被上告人の本人確認情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに關わる情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする被上告人の主張にも理由がない。

(参考) 平成20年7月8日 杉並事件最高裁決定(行政側の全面勝訴)～いわゆる選択制の可否～

- ・市町村長は、都道府県知事に対し、漏れなく住民に係る本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村長の行為は違法であるとして東京高裁判決(H19.11.29)を維持。

平成23年5月10日 札幌訴訟の最高裁判決

- ・これにより、住基ネット関連訴訟59件(国が被告となったもの36件)のすべてで行政側勝訴(合憲判決)